

経営力強化保証

- ・認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ経営改善に取り組む場合に、信用保証料率の減免が受けられます。
- ・制度の概要は次のとおりです。

利用できる方	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者
保証限度額	2億8,000万円 中小企業者が組合等の場合は、4億8,000万円
貸付金利	金融機関所定利率
保証期間	<一括返済の場合> 1年以内 <分割返済の場合> 運転資金5年以内（据置期間1年以内を含む。） 設備資金7年以内（据置期間1年以内を含む。） ただし、本制度によって保証付きの既往借入金を借り換える場合は10年（据置期間1年以内を含む。）以内
信用保証料率	責任共有制度対象の場合 0.45%～1.75% 責任共有制度対象外の場合 0.5%～2% 申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率を適用。
添付書類	信用保証協会所定の申込書類の他、次の書類が必要 1.「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 2.事業計画書（申込人が策定したもの） 3.認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面 （事業計画書に記載されている場合は不要）
申込先	約定締結金融機関